

兵庫県医療法人・医療機関等に関する電子申請・
届出マニュアル（利用者向け）

第 1.1 版

兵庫県保健医療部医務課

令和 8 年 3 月

目次

はじめに

1. 電子申請の対象となる手続き	1
2. 電子申請の流れ	1
3. 申請届出の選択	3
4. 手数料の納付	4
5. 電子申請の手順	7
①電子申請の申込	7
②内容に不備あった場合	13
6. 電子申請の提出先	15
7. 保健所一覧	17
8. 申請・届出一覧	18
申請者にかかるQ&A	30

はじめに

本マニュアルは、医療法等に基づく各種手続きを電子申請により行うにあたり、その目的や手続き概要を整理したものです。電子申請の導入により、医療機関等申請者においては来庁や郵送に係る時間的・物理的負担の軽減が図られるとともに、従来の申請内容はそのままに、画面入力と書類のアップロードで手続きを進められる点が特徴です。本マニュアルでは電子申請を行う際の基本的な考え方と流れを示します。

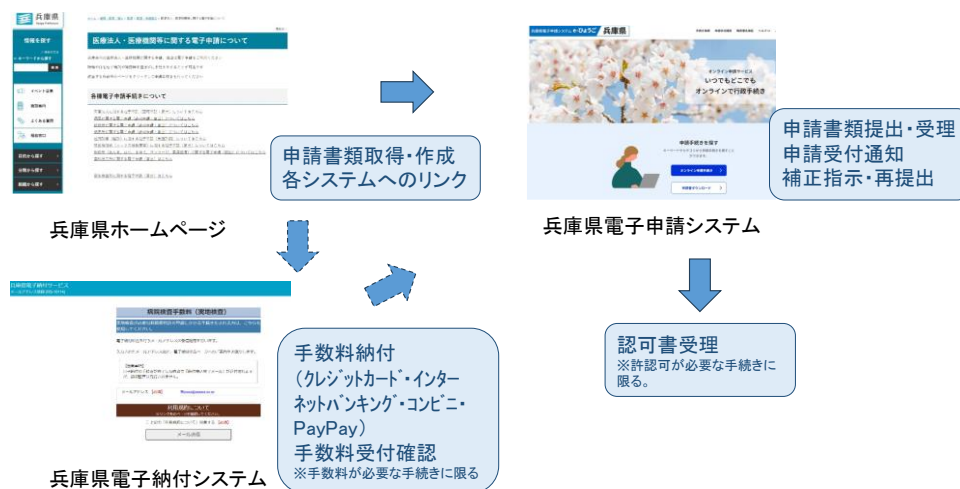
1. 電子申請の対象となる手続き

- ・医療法に基づく病院、診療所、助産所、オンライン診療受診施設に関する申請届出
- ・医療法に基づく医療法人に関する申請届出
- ・臨床検査技師等に関する法律に基づく衛生検査所に関する申請届出
- ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づく施術所等に関する届出
- ・柔道整復師法に基づく施術所等に関する届出
- ・歯科技工士法に基づく歯科技工所に関する届出

2. 電子申請の流れ

電子申請の流れは次のとおりとなっています。

- ①ホームページで申請内容確認
- ②申請書類作成
- ③必要に応じて電子納付
- ④電子申請システムで提出



医務関係手続きの電子申請は、兵庫県の各種オンラインサービスを利用して行います。

まず、兵庫県ホームページで該当する手続きページを開き、内容や必要書類を確認します。

次に、申請書類や届出書類をダウンロードして作成し、図面・証明書類など必要な添付資料を準備します。

手数料が必要な場合は、案内ページのリンクから電子納付システムにアクセスし、画面の案内に従ってオンラインで支払います。支払い後の確認情報は保存しておきます。

書類作成と納付が済んだら、電子申請システムで申請フォームに入力し、書類をアップロードして送信します。申請後は、所管部署の審査が行われ、必要に応じて補正依頼などが届きます。

兵庫県ホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf15/imuka/denshishinsei.html>

兵庫県電子申請システム

https://e-tumo.bizplat.asp.lgwan.jp/test-pref-hyogo-u/offer/offerList_initDisplay

兵庫県電子納付システム

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf15/imuka/tesuuryou.html>

3. 申請届出の選択

兵庫県ホームページ 医療法人・医療機関等に関する電子申請について
(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf15/imuka/denshishinsei.html>) から行う
申請（届出）手続きを選択してください。

クリックすると施設等種別に応じた申請（届出）手続き一覧が表示されます。

手続きを行う様式をダウンロードして申請（届出）様式の作成、添付書類の準備をしてください。

4. 手数料の納付

手数料が必要な手続きは、兵庫県電子納付サービスホームページから納付してください。

兵庫県電子納付サービスホームページへのリンクは各施設等の申請手続き一覧（3. 申請の選択参照）の備考欄にあります。

The screenshot shows the '1. 病院許可申請手続き一覧' (List of Hospital License Application Procedures) page. A table lists various application types, their contents, and the associated fees. A callout box points to the '備考' (Remarks) column, indicating that the link to the fee payment page is provided there.

申請の種類	申請の内容	申請様式ファイル	電子申請のページ	備考
病院開設許可	病院を開設するときに申請してください	様式1 (7ページ)		手数料電子納付のページ（外部サイトへリンク）から手数料(41,000円)を電子納付し、納付番号を申請書に入力してください
病院建物使用許可申請	上記の病院建物の構造設備・平面図変更許可を受けたあと使用する前に申請してください 手数料が必要です	様式11 (7ページ) ド: 54KB		実地検査は 手数料電子納付のページ（外部サイトへリンク）から手数料(43,000円)を電子納付し、納付番号を申請書に入力してください 自主検査は 手数料電子納付のページ（外部サイトへリンク）から手数料(8,500円)を電子納付し、納付番号を申請書に入力してください

リンクをクリックすると該当する手続きの電子納付ページが表示されます。

① メールアドレスの登録

メールアドレス欄にメールアドレスを入力して、送信ボタンを押してください。

The screenshot shows the 'メールアドレス登録' (Email Address Registration) page. It includes a form with a 'メールアドレス' (Email Address) field and a 'メール送信' (Send Email) button. A callout box points to the 'メールアドレス' field, indicating that the email address and the URL of the electronic payment application page should be entered.

兵庫県電子納付サービス
メール送信 (RS-10114)

配置販売業（旧法）（医薬品）の許可証再交付

この手数料は、X X Xに使用されます。お申し込み後は、X X Xまでご連絡ください。

電子納付申込を行うメールアドレスの受信確認を行います。

入力されたメールアドレス宛に、電子納付申込ページのご案内をお送りします。

メールアドレス 【必須】

ご利用規約について
※リンク先のページを確認してください。

☐ 上記の「ご利用規約について」同意する 【必須】

メール送信

メールアドレス欄に入力したアドレス宛に電子納付申込ページURLを送付

兵庫県 〇〇 〇〇〇〇〇 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
このサイトに関する連絡先 (電話) 078-9999-9999 (e-mail) XXXXX@xxx.xxx.lg.jp
Copyright © Hyogo Prefectural Government. All rights reserved.

① で入力したアドレスに届いた電子メールに記載された URL をクリックして入力フォームを開き、各入力項目を入力してください。

支払方法(クレジットカード、インターネットバンキング、コンビニ、PayPay)
を選択し、各入力項目を入力してください。

- 確認画面へ移行

メールアドレス	*****@*****.co.jp	
支払方法 【必須】	☐ クレジットカード ☐ インターネットバンキング	☐ 楽天ペイ ☐ PayPay
支払先 【必須】	☐ セブンイレブン ☐ ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、セイコマート ☐ ディリマでぽぽ	
確認画面へ		

④ 納付申込完了

納付申込完了。コンビニ、インターネットバンキングは申込完了後支払いを行ってください。

クレジットカード、PayPayは納付申込と同時に納付も完了する

コンビニ、インターネットバンキングは申込完了後に実際の支払いを行う

〔コンビニであれば払込票の情報を入手し〕
店頭で支払いする完了

⑤ 納付申込通知

納付内容がメール通知されます。通知されたメールに電子納付番号が記載されていますので、申請書に転記してください。

※本メールは、自動的に配信しています。
直接ご返信いただいてもお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

試験 関西様
このたびは、兵庫県電子納付サービスをご利用頂き、誠にありがとうございます。
下記につきまして、電子納付申込手続きを受け付けましたのでご連絡いたします。

なお、「電子納付番号」は申請や問い合わせなどの際に必要な番号となりますので大切に保管してください。

貸金業者登録証明書手数料
400円

電子納付番号 : N00013639

申請時に使用する電子納付番号は通知メールにのみに記載

件数 : 3 件
お支払い総額 : 1,200円
申請者名 : 兵衛 太郎
申請者名カナ : ヒョウゴ タロウ
連絡先電話番号 : 09012345678
受付日時 : 2022/03/02 07:26:30
支払方法 : クレジットカード
カード番号 : 411111*****11

＜お問合せについて＞
当メールの内容にお心あたりのない方やご質問のある方は、下記までお問い合わせください。

兵庫県 出納局 会計課
〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
(代表電話) 078-341-7711
(e-mail) kaikaika@pref.hyogo.lg.jp

5. 電子申請の手順

①電子申請の申込

各施設等ごとの電子申請ホームページ（兵庫県ホームページ 医療法人・医療機関等に関する電子申請について（<https://web.pref.hyogo.lg.jp/>）より選択）から電子申請のページのリンクをクリックし、該当する電子申請を行うホームページ（兵庫県電子申請システムe-ひょうご）を開いてください。

兵庫県電子申請システムe-ひょうご（https://apply.e-tumo.jp/pref-hyogo-u/offer/offerList_initDisplay）から検索することも可能です。

e-ひょうごより直接申請される場合は、「キーワードで探す」のキーワード入力欄に診療所等該当する施設名等を入力して申請する手続きを探してください。



1.診療所許可申請手続き一覧

申請様式ファイルから該当するファイルをダウンロードし申請様式を作成のうえ、電子申請のページより申請してください

申請の種類	申請の内容	申請様式ファイル	電子申請のページ	備考
診療所開設許可	診療所を開設するときに申請してください	④1 様式1 (ワード:59KB)	電子申請のページ	手数料電子納付のページ（外部サイトへリンク）から手数料(18,000円)を電子納付してください
診療所敷地面積及び建物の構造設備・平面図変更許可	診療所建物の構造設備や室の用途に変更があるときに申請してください	④1 様式3 (ワード:53KB)		
診療所開設目的・維持方法変更許可	診療所の開設目的や維持方法に変更がある場合に申請してください	④1 様式4 (ワード:38KB)		
診療所従業者定員変更許可	診療所の従業者の定員に変更がある場合に申請してください	④1 中様式5 (ワード:39KB)		
診療所管理免除許可（医師又は歯科医師による開設）	診療所管理者の管理免除を受ける場合に申請してください	④1 様式6 (ワード:40KB)		
診療所管理者兼任許可	診療所管理者の兼任を受けたい場合に申請してください	④1 様式7 (ワード:42KB)		診療所許可（外部サイト）

電子申請のページへのリンクをクリックしてください。

利用者 ID とパスワードを入力してください。初めて利用される場合は、「利用者登録される方はこちら」をクリックし利用者登録を行ってください。

手続き申込ページで利用規約を確認し、同意するをクリックしてください。

手続き申込

[ホーム](#) > [オンライン申請手続き](#) > [利用者ログイン](#) > [利用者登録説明](#) > [利用者の入力 \(利用者登録\)](#) > [手続き説明](#)

手続き説明	
手続き名	診療所許可 お気に入り登録
説明	診療所に付する以下の許可を受けるための申請 ・診療所を開設するとき ・診療所の敷地・設備及び建物の構造設備・設備品を変更するとき ・診療所の開設目的や維持方法を変更するとき ・診療所の従業員の変更を要するとき ・診療所の管理免状を受けるとき ・診療所の設置事業許可を受けるとき ・診療所管理施設許可の設置を免除するとき ・診療所に廃棄物を設置するとき ・診療所の廃棄物を変更するとき ・診療所建物の構造設備や設備品の設置許可を受けて使用を開始するとき (手数料が必要) ※申請書は兵庫県ホームページよりダウンロードしてください。 ※手数料が必要な申請は兵庫県電子納付システムにより手数料を納付してください。
受付期間	2025年8月28日00時00分 ~
問い合わせ先	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

< 新規受付 >

兵庫県電子申請利用システム (e-ひょうじ) 利用規約

1 目的
この規約は、兵庫県電子申請利用システム (以下「本システム」といいます。) を利用して自治体及び関係機関 (以下「関係機関」といいます。) に対し、インターネットを通じて申請・届出及び情報・イベント申込みを行う場合の手続き及び事務を簡便にするものです。

2 利用規約の同意
本システムを利用して申請・届出等を行うためには、この規約に同意していただくことが必要です。このことを関係機関・関係機関のサービスに同意します。本システムをご利用された方は、この規約に同意されたものとみなします。何らかの理由によりこの規約に同意できない場合は、本システムから利用をいただくことができません。なお、関係機関についても、この規約に同意する必要があります。

3 利用規約のバリエーションの提供、変更及び通知

「同意する」ボタンをクリックすることにより、この規約に同意いただいたものとみなします。

上記を [ご確認](#) いただきました

[<](#)
[一覧へ戻る](#)
[同意する](#)

利用規約を確認し、同意するを選択してください。

手続き申込画面から各申請者情報等を入力してください。

申請者情報は各施設等の開設者や管理者等法律に基づく申請（届出）者の名称や所在地を入力してください。

担当者は申請（届出）書類を作成し、申請（届出）内容について照会が必要となったときに回答できるかたの情報を入力してください。

手続き申込

[ホーム](#) > [オンライン申請手続き](#) > [利用者ログイン](#) > [手続き説明](#) > [申込](#)

過去の申込から入力値を自動設定する

申込

選択中の手続き名: 診療所許可([閉合せ先](#) [+開く](#))

申請者を入力してください。 必須

申請者の氏名または、法人名を入力してください。

☒ 氏: 名:

☐ 法人名:

申請者郵便番号を入力してください。 必須

郵便番号 [住所検索](#)

申請者住所を入力してください。 必須

住所

開設者等申請(届出)者名称(個人名若しくは法人名)・郵便番号・住所を入力してください。

申請（届出）手続きを担当する方の氏名、電話番号、メールアドレスを入力、本人確認資料の添付をしてください。

手続き担当者氏名を入力してください。 **必須**

氏 名

手続き担当者本人確認資料

申請内容の適正な確認および不正防止の観点から、手続き担当者ご本人であることの確認のため、下記を添付してください。

- ・運転免許証
- ・マイナンバーカード（※表面のみ。個人番号は不要）
- ・パスポート
- ・印鑑登録証（発行日から3か月以内のもの）
- ・各種福祉手帳（身体障害者手帳など）
- ・在留カードまたは特別永住者証明書

ファイルの選択

手続き担当者連絡先(電話番号)を入力してください。 **必須**

電話番号

手続き担当者メールアドレスを入力してください。 **必須**

メールアドレス

手続きの種類を選択してください。 **必須**

該当する申請を一つチェックしてください。
申請書類は兵庫県ホームページからダウンロードしてください。

- ☐ 診療所開設許可申請
- ☒ 診療所敷地面積及び建物の構造設備・平面図変更許可申請
- ☐ 診療所開設目的・維持方法変更許可申請
- ☐ 診療所従業者定員変更許可
- ☐ 診療所管理免除許可（医師又は歯科医師による開設）申請
- ☐ 診療所管理者兼任許可申請
- ☐ 診療所専属薬剤師設置免除許可申請
- ☐ 診療所病床設置許可申請
- ☐ 診療所病床数変更許可申請
- ☐ 有床診療所使用許可

該当する申請（届出）手続きにチェックを入れてください。複数選択可能。

3. 申請届出の選択でダウンロードした申請（届出）書類、その他必要な書類を添付してください。
※次項を確認ください。

手続きの書類を添付してください。 **必須**

申請書類を作成し添付してください。
登記事項証明書等の証明書類は原本を申請先窓口まで郵送してください。
手数料が必要な申請は、兵庫県電子納付システムにて納付し、納付番号を申請書に入力してください。

提出先を選択してください。 **必須**

入力中のデータを一時保存・読み込み

【申込データ一時保存、再読み込み時の注意事項】

- ・添付ファイルは一時保存されません。再読み込み時は、必要に応じて、ファイルを添付し直してください。
- ・パソコンに一時保存した申込データは（パソコンで閲覧・加筆・修正することはできません）。
- ・システムに読み込む場合は一時保存した手続きの画面でしか読み込めませんので、ご注意ください。
- ・入力中の申込データをパソコンに一時保存しますので、保存した申込データの取扱い、申請者の責任において管理してください。

「入力中のデータを保存する」では申込みの手続きが完了しておりませんのでご注意ください。

※入力中の申込データをパソコンに一時保存します。 ※一時保存した申込データを再度読み込み

手続き書類の添付は、ファイル選択をクリックしてファイルを選択し、「添付する」をクリックしてください。複数ファイルを添付する場合は、ファイル1つに対して「ファイルの選択」して「添付する」作業を繰り返してください。

さい。添付できるファイルの合計サイズは 100MB、ファイル数は 20 ファイルとなっていますので、ファイルの合計サイズ、ファイル数を超える場合は、申請を複数に分けてください。

手続き申込

[ホーム](#) > [オンライン申請手続き](#) > [利用者ログイン](#) > [手続き説明](#) > [申込](#) > [添付ファイル選択](#)

添付ファイル選択

申込に必要な添付ファイルを選択してください。
<
・ファイルを選択後、【添付する】をクリックすると添付されます。
・添付ファイルが複数ある場合は、同じ操作を繰り返してください。
・全てのファイルを添付し終えたら、【入力へ戻る】をクリックしてください。

手続き名	診療所許可(テストM)
項目名	手続きの書類
添付できるファイル数	20

添付ファイル

ファイルを選択してください

ファイルの選択

ファイルが選択されています

添付する

添付結果

診療所敷地面積及び建物の構造設備平面図変更許可申請.docx

削除

1 階図面変更前.jpg

削除

「ファイルの選択」をクリックし添付ファイルを選択し「添付する」をクリックしてください。
複数の添付ファイルがある場合は、この作業を繰り返してください。

11

申込確認画面で入力した内容を確認し、「申込む」ボタンをクリックしてください。

手続き申込

[ホーム](#) > [オンライン申請手続き](#) > [利用者ログイン](#) > [手続き説明](#) > [申込](#) > [申込確認](#)

申込確認

まだ申込みは完了していません。

※下記内容でよろしければ「申込む」ボタンを、修正する場合は「入力へ戻る」ボタンを押してください。

診療所許可(テストM)

申請者	医療法人 医療課
申請者郵便番号	6508567
申請者住所	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10-1
担当者氏名	医療 指導
担当者連絡先(電話番号)	0783623242
担当者メールアドレス	imu@pref.hyogo.lg.jp
手続きの種類	診療所敷地面積及び建物の構造設備・平面図変更許可申請
手続きの書類	診療所敷地面積及び建物の構造設備平面図変更許可申請.docx 1 階図面変更前.jpg 1 階図面変更後.jpg
提出先	医療課 医療指導班

内容を確認し、「申込む」をクリックしてください。

< 入力へ戻る

申込む >

申込完了画面です。申込完了のメール通知が届きます。

手続き申込

[ホーム](#) > [オンライン申請手続き](#) > [利用者ログイン](#) > [手続き説明](#) > [申込](#) > [申込確認](#) > [申込完了](#)

申込完了

医療法に係る許可申請の申し込みはこれで終了です。
許可後、電子署名された許可書を別途メールにて送信いたします。

お問合せは、下記の提出先までお願いいたします。

医療課 医療指導班	078-341-3242	(姫路市 尼崎市 西宮市 明石市)
戸塚健康福祉事務所	0797-32-0707	(戸塚市)
宝塚健康福祉事務所	0797-62-7304	(宝塚市 三田市)
伊丹健康福祉事務所	072-785-7861	(伊丹市 川西市 川辺郡)
加古川健康福祉事務所	079-422-0002	(加古川市 高砂市 稲美町 播磨町)
加東健康福祉事務所	0795-42-9362	(西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可町)
中播磨健康福祉事務所	0790-22-1234	(神河町 市川町 播磨町)
能野健康福祉事務所	0791-63-5140	(たつの市 穴栗市 太子町 佐用町)
赤穂健康福祉事務所	0791-43-2934	(相生市 赤穂市 上郡町)
豊岡健康福祉事務所	0796-26-3660	(豊岡市 香美町 新温泉町)
朝来健康福祉事務所	079-672-6867	(養父市 朝来市)
丹波健康福祉事務所	0795-73-3764	(丹波市 丹波篠山市)
洲本健康福祉事務所	0795-26-2062	(洲本市 淡路市 南あわじ市)

申込が完了しました。
整理番号とパスワード
を記載したメールが
届きます。

申込みが完了しました。

下記の整理番号 とパスワード を記載したメールを送信しました。

メールアドレスが誤っていたり、フィルタ等を設定されている場合、
メールが届かない可能性があります。

整理番号	121969915515
パスワード	z6ZBDL6t9

整理番号 とパスワードは、今後申込状況を確認する際に必要となる大切な番号です。
特にパスワードは他人に知られないように保管してください。

②内容に不備があった場合

電子申請した内容を所管部署が確認し不備があった場合、申請が返却され電子メールで通知されます。

診療所平面図変更許可申請の修正依頼



denshi-shinsei@e-tumo-mail.bizplat.asp.lgwan.jp
宛先

兵庫県電子申請共同運営システム (e-ひょうご)

手続き名:

診療所許可

整理番号: 121969915515

内容に不備があった場合、申請返却の案内メールが届きます。

いつもお世話になっています。
先に申請いただきました標記手続きについて、1階平面図の差し替えをお願いします。

問い合わせ先

なし

電話: なし

FAX: なし

メール: jmu@pref.hyogo.lg.jp

※このメールは自動配信メールです。
返信等されましても応答できませんのでご注意ください。

申請返却があったら不備があったところを補正し、兵庫県電子申請システム e-ひょうごから修正申請してください。

The screenshot shows the homepage of the Hyogo e-application system. At the top, there is a navigation bar with links for '手続き検索' (Search for procedures), '申請状況確認' (Check application status), '委任内容照会' (Check delegation content), 'ヘルプ' (Help), 'よくある質問' (Frequently asked questions), 'マイページ' (My page), and 'ログアウト' (Logout). The main banner features a cherry blossom image and the text 'オンライン申請サービス' (Online application service), 'いつでもどこでも' (Anytime, anywhere), and 'オンラインで行政手続き' (Administrative procedures online). Below the banner, there is a section titled '申請手続きを探す' (Find application procedures) with a search bar and two buttons: 'オンライン申請' (Online application) and '申請書ダウンロード' (Download application form). A callout bubble points to the 'オンライン申請' button, stating: 'e-ひょうごトップページの「申し込み状況の確認」をクリックします。' (Click 'Check application status' on the e-hyogo top page). At the bottom, there are two boxes. The left box is titled 'オンラインで申請手続き' (Apply online) and contains a link for '申請状況の確認' (Check application status). The right box is titled '申請団体選択' (Select application organization) and contains a link for '申請団体選択' (Select application organization). A red box highlights the '申請状況の確認' link in the left box.

申請内容照会ページから該当する申請のページを開いてください。

申請内容照会

ホーム > 申込一覧

申込一覧

キーワードで探す

整理番号

手続名

申込日

入力例) 2000年1月23日は20000123と入力

検索

2026年01月28日 09時25分 現在

並び替え

表示数変更

20件ずつ表示

1

整理番号	手続名	問い合わせ先	申込日時	処理状況	操作
121969915515	診療所許可	下記のお問い合わせ先をご確認ください。	2026年1月28日9時	返却中	詳細 >

申請（届出）した整理場
号を確認し、「詳細」を
クリックします。

該当する申請内容のページにある「修正する」ボタンをクリックし、補正した申請（届出）書類のファイルを添付して提出してください。ファイルを添付する際に修正前の添付ファイルは削除してください。

申請内容照会

ホーム > 申込一覧 > 申込詳細

申込詳細

手続名	診療所許可(テ)
整理番号	121969915515
処理状況	返却中
処理履歴	2026年1月28日09時23分 届出 2026年1月28日09時09分 申込

伝達事項

日時	内容
伝達事項はありません。	

申込内容

申込内容印刷

申込者	医療法人 医療済
申込者郵便番号	6508567
申込者住所	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10-1
担当者の氏名	医療 森田
担当電話番号(電話番号)	0783623242
担当メールアドレス	imu@pref.hyogo.jp
手続名の種類	診療所敷地建物及び建物の構造設備・中核認定許可申請
手続書の書類	診療所敷地建物及び建物の構造設備申請書(申請書).docx 1 図印認定申請.pdf 1 図印認定申請書.pdf
届出先	医療済 医療済担当

※確認後、必ずブラウザを閉じてください。
※申込した内容を修正する場合は、「修正する」ボタンを選択してください。

一覧へ戻る

再申込する

修正する

取消する

「修正する」をクリックし、補正した申請（届出）書類を再度添付して申請（届出）してください。

6. 電子申請の提出先

① 医療法人にかかる電子申請の提出先

医療法人の所在地	認可申請	届出※
保健所設置市（神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市）	医務課医療指導班	医務課医療指導班
上記以外の市町	医務課医療指導班	住所地を所管する健康福祉事務所

※複数の診療所を保健所の所管をまたいで運営する医療法人の届出は医務課医療指導班に提出すること。

② 病院、診療所、助産所、オンライン診療受診施設にかかる電子申請の提出先（保健所設置市※）

医療機関の種類	許可申請	届出
病院	医務課医療指導班 （神戸市は神戸市保健所へ（県電子申請システム対象外））	住所地を所管する保健所（県電子申請システム対象外）
診療所	住所地を所管する保健所（県電子申請システム対象外）	住所地を所管する保健所（県電子申請システム対象外）
助産所	住所地を所管する保健所（県電子申請システム対象外）	住所地を所管する保健所（県電子申請システム対象外）
オンライン診療受診施設	—	住所地を所管する保健所（県電子申請システム対象外）

※保健所設置市：神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市

③ 病院、診療所、助産所、オンライン診療受診施設に係る電子申請の提出先
(保健所設置市以外の市町)

医療機関の種類	許可申請	届出
病院	住所地を所管する健康福祉事務所（開設・増床に係る許可申請は医務課医療指導班）	住所地を所管する健康福祉事務所
診療所	住所地を所管する健康福祉事務所	住所地を所管する健康福祉事務所
助産所	住所地を所管する健康福祉事務所	住所地を所管する健康福祉事務所
オンライン診療受診施設	—	住所地を所管する健康福祉事務所

④ 施術所・歯科技工所・登録衛生検査所に係る電子申請

施設の種類	登録申請	届出
施術所	—	住所地を所管する保健所・健康福祉事務所
歯科技工所	—	住所地を所管する保健所・健康福祉事務所
登録衛生検査所	住所地を所管する保健所・健康福祉事務所	住所地を所管する保健所・健康福祉事務所

7. 保健所一覧

設置主体	保健所名	所管市町
神戸市	神戸市保健所	神戸市（東灘区・灘区・兵庫区・長田区・須磨区・垂水区・北区・中央区・西区）
姫路市	姫路市保健所	姫路市
尼崎市	尼崎市保健所	尼崎市
西宮市	西宮市保健所	西宮市
明石市	あかし保健所	明石市
兵庫県	芦屋健康福祉事務所（保健所）	芦屋市
兵庫県	宝塚健康福祉事務所（保健所）	宝塚市、三田市
兵庫県	伊丹健康福祉事務所（保健所）	伊丹市、川西市、川辺郡猪名川町
兵庫県	加古川健康福祉事務所（保健所）	加古川市、高砂市、加古郡稲美町、加古郡播磨町
兵庫県	加東健康福祉事務所（保健所）	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可郡多可町
兵庫県	中播磨健康福祉事務所（福崎保健所）	神崎郡神河町、神崎郡市川町、神崎郡福崎町
兵庫県	龍野健康福祉事務所（保健所）	たつの市、宍粟市、揖保郡太子町、佐用郡佐用町
兵庫県	赤穂健康福祉事務所（保健所）	相生市、赤穂市、赤穂郡上郡町
兵庫県	豊岡健康福祉事務所（保健所）	豊岡市、美方郡香美町、美方郡新温泉町
兵庫県	朝来健康福祉事務所（保健所）	朝来市、養父市
兵庫県	丹波健康福祉事務所（保健所）	丹波市、丹波篠山市
兵庫県	洲本健康福祉事務所（保健所）	洲本市、淡路市、南あわじ市

8. 申請・届出一覧

医療法人に関する手続き	
定款（寄附行為）変更認可申請	医療法人の定款内容（本来業務、附帯業務、役員定数、会計年度等）を変更するときに申請してください
決算届	毎会計年度終了後 3 月以内に届出をしてください
経営情報等の報告	毎会計年度終了後 3 月以内に届出をしてください
役員変更届	医療法人の役員に変更があったときに届出をしてください
登記事項変更登記完了届	医療法人の登記事項に変更が生じたときに届出ください
医療法人設立登記完了届	医療法人設立認可後、登記が完了したときに届出ください
従たる事務所の新規登記完了届	従たる事務所を新設後、登記が完了したときに届出ください
事務所移転登記完了届	事務所を移転後、登記が完了したときに届出ください
医療法人合併登記完了届	合併認可後、登記が完了したときに届出ください
医療法人分割登記完了届	分割認可後、登記が完了したときに届出ください
清算人の就任登記届	解散に関して清算人の就任後、登記が完了したときに届出ください
医療法人清算結了届	清算の結了後、登記が完了したときに届出ください
医療法人解散登記完了届	解散認可後、登記が完了したときに届出ください
医療法人解散届	定款をもって定めた解散事由の発生又は社員の欠乏により医療法人が解散したときに届出ください
法人定款変更届	事務所所在地及び広告の方法を変更したときに届出ください

基本財産処分（担保設定）	特定医療法人が基本財産の処分や担保提供をするときに申請してください
特定医療法人に係る証明	特定医療法人が厚生労働大臣が定める基準を満たしている旨の証明を受けるときに提出してください
設立認可申請	医療法人を設立するときに申請してください
解散認可申請	医療法人を解散するときに申請してください

病院に関する手続き	
病院開設許可	病院を開設するときに申請してください
病院建物の構造設備・平面図変更許可	病院建物の構造設備や室の用途に変更があるときに申請してください
病院建物使用許可申請	上記の病院建物の構造設備・平面図変更許可を受けたあと使用する前に申請してください
病院敷地面積・平面図変更許可	病院の敷地面積に変更がある場合に申請してください
病院病床数変更許可	病院の病床数に変更がある場合に申請してください
病院病床種別変更許可	病院の病床種別に変更（療養病床→一般病床等）がある場合に申請してください
病院従業者定員変更許可	病院の従業者の定員に変更がある場合に申請してください
病院開設目的・維持方法変更許可	病院の開設目的や維持方法に変更がある場合に申請してください
病院管理免除許可	病院管理者の管理免除を受ける場合に申請してください（個人開設の病院のみ）
病院医師宿直免除申請	病院医師の宿直免除を受ける場合に申請してください
病院専属薬剤師設置免除許可	病院専属薬剤師の設置免除を受ける場合に申請してください
病院開設届	病院を開設したときに届出をしてください
病院開設届出事項変更届	病院開設時に届出をした事項（診療科目、診療日時等）に変更があった場合に届出をしてください
病院（休止・再開届）	病院を休止したとき、休止から再開したときに届出をしてください
病院廃止届	病院を廃止したときに届出をしてください
病院病床数変更届	病院の病床数を変更（減床）したときに届出をしてください
病院開設者死亡（失そう宣言）届	病因の開設者が死亡または失そうしたときに届出をしてください
病院建物使用前自主検査届	病院の使用検査を病院職員自ら検査を行った場合に届出をしてください

許可取消願	病院に関してすでに許可が下りた内容を取り消したい場合に提出してください
申請取下げ願	病院に関して提出したまだ決定されていない申請を取り下げたい場合に提出してください

診療所に関する手続き	
診療所開設許可	診療所を開設するときに申請してください
診療所敷地面積及び建物の構造設備・平面図変更許可	診療所建物の構造設備や室の用途に変更があるときに申請してください
診療所開設目的・維持方法変更許可	診療所の開設目的や維持方法に変更がある場合に申請してください
診療所従業者定員変更許可	診療所の従業者の定員に変更がある場合に申請してください
診療所管理免除許可（医師又は歯科医師による開設）	診療所管理者の管理免除を受ける場合に申請してください
診療所管理者兼任許可	診療所管理者の兼任を受けたい場合に申請してください
診療所専属薬剤師設置免除許可	診療所専属薬剤師の設置免除を受ける場合に申請してください
診療所病床設置許可	診療所に病床を設置する場合に申請してください
診療所病床数変更許可	診療所の病床数に変更がある場合に申請してください
有床診療所使用許可	診療所建物の構造設備・平面図変更許可を受けたあと使用する前に申請してください
療所開設届	医師（又は歯科医師）以外により診療所を開設したときに届出してください
診療所敷地面積及び建物の構造設備・平面図変更届	診療所の敷地面積・構造設備・平面図変更をしたときに届出してください
診療所開設届出事項等変更届	診療所開設時に届出をした事項（診療科目、診療日時等）に変更があった場合に届出をしてください
診療所開設届出事項等変更届（開設者の兼務・兼職状況、従業者の定員）	診療所開設時に届出をした事項（診療科目、診療日時等）に変更があった場合に届出をしてください（医師（又は歯科医師）が開設する場合）
診療所（休止・再開）届	診療所を休止したとき、休止から再開したときに届出をしてください
診療所廃止届	診療所を廃止したときに届出をしてください
診療所開設者死亡（失そう宣告）届	診療所の開設者が死亡または失そう宣告したときに届出をしてください

診療所病床設置届	診療所に病床を設置したときに届出をしてください
診療所病床数変更届	診療所の病床数を変更したときに届出をしてください
診療所等建物使用前自主検査届	診療所の使用検査を診療所職員自ら検査を行った場合に届出をしてください

助産所に関する手続き	
助産所開設許可申請	法人等の助産師以外の者が開設する前に申請してください
助産所従業員定員変更許可申請	法人等の助産師以外の者が開設する助産所従業員の定員を変更する前に申請してください
助産所敷地面積及び建物の構造設備・平面図変更許可申請	法人等の助産師以外の者が開設する助産所建物の構造設備・平面図を変更するときに申請してください
助産所管理免除許可申請	助産師個人が開設する開設者が病気療養等のため開設者自らが管理できないときに、新たな管理者が勤務するときに申請してください
助産所管理者兼任許可申請	へき地等の入所施設を有しない助産所の管理者を兼任させるなど既に管理者にある助産師が他の助産所の管理者を兼任しようとする場合に申請してください
助産所入所施設使用許可申請	入所施設を有する助産所の開設許可又は平面図変更許可を受けてから、その施設を使用するまでに申請してください
開設届	法人等の助産師以外の者が助産所開設許可を受けた後に、助産所を開設したときに届出をしてください
助産所開設届	助産師が個人の助産所を開設したときに届出をしてください
助産所敷地面積及び建物構造設備・平面図変更届	助産師個人が開設した助産所の敷地面積及び建物の構造設備・平面図を変更したとき届出をしてください
助産所開設届出事項変更届	助産所開設届事項に変更があったときに変更のあった事項について届出をしてください
助産所「開設者の兼務・兼職状況」「従業員の定員」変更届	開設者の兼務・兼務状況に変更がある場合に届出をしてください 助産師個人が開設した助産所の従業員の定員を変更した場合に届出をしてください
助産所入所施設数変更届	助産師個人が開設した助産所の施設数を変更するときに届出をしてください

助産所休止・再開届	助産所を休止又は休止した助産所を再開したときに届出をしてください
助産所廃止届	助産所を廃止したときに提出してください
助産所開設者死亡（失そう宣告）届	助産所の開設者が死亡又は失そう宣告を受けたときに提出してください
助産所等建物使用前自主検査届	助産所の開設許可又は構造設備・平面図変更許可を受けてから、使用にあたって助産所職員自ら検査を行った場合に届出をしてください
助産師出張業務開始届	助産師個人が出張のみのよって助産師業務を開始したときに提出してください
助産師出張業務廃止届	出張のみによる助産師業務を廃止したときに提出してください
助産師出張業務開設者死亡（失そう宣告）届	出張のみによる助産師業務を開設した者が死亡又は失そう宣告を受けたときに提出してください
助産師出張業務休止・再開届	出張のみによる助産師業務を開設した者が業務を休止又は休止した業務を再開したときに提出してください

オンライン診療受診施設に関する手続き	
オンライン診療受診施設設置届	オンライン診療受診施設を設置したときに届出をしてください
オンライン診療受診施設休止・再開届	オンライン診療受診施設休止したとき、休止から再開したときに届出をしてください
オンライン診療受診施設廃止届	オンライン診療受診施設を廃止したときに届出をしてください
オンライン診療受診施設設置者死亡失踪届	オンライン診療受診施設の設置者が死亡または失そう宣告を受けたときに届出をしてください

巡回診療（健診）に関する手続き	
巡回健診等実施計画書	健康診断・予防接種・採血用 兵庫県内に所在する既存の病院又は診療所の 事業として巡回健診等を行う場合に届出くだ さい

医療機関における放射線関係に関する手続き	
診療用エックス線装置備付届	エックス線装置を備えようとするときに届出ください
診療用高エネルギー放射線発生装置備付届	診療用高エネルギー放射線発生装置を備えようとするときに届出ください
診療用粒子線照射装置備付届	診療用粒子線照射装置を備えようとするときに届出ください
診療用放射線照射装置備付届	診療用放射線照射装置を備えようとするときに届出ください
診療用放射線照射器具備付届	診療用放射線照射器具を備えようとするときに届出ください
放射性同位元素装備診療機器備付届	放射性同位元素装備診療機器を備えようとするときに届出ください
診療用放射性同位元素使用器具備付届	診療用放射性同位元素使用器具を備えようとするときに届出ください
診療用放射性同位元素備付届	診療用放射性同位元素を備えようとするときに届出ください
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素備付届	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備えようとするときに届出ください
診療用放射線照射器具翌年使用届	診療用放射線照射器具の翌年の使用予定について届出ください
診療用放射性同位元素使用器具翌年使用届	診療用放射性同位元素使用器具の翌年の使用予定について届出ください
診療用放射性同位元素翌年使用届	診療用放射性同位元素の翌年の使用予定について届出ください
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素翌年使用届	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の翌年の使用予定について届出ください
廃止届	すべてのエックス線装置等を廃止したとき、または医療機関を廃止したときに届出ください
診療用放射性同位元素使用器具・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素廃止後措置届	診療用放射性同位元素使用器具・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を廃止したときに廃止後の措置について届出ください
変更届	各種装置等を変更する時に届出ください

施術所に関する手続き	
術所開設届	施術所を開設したときに届出をしてください
施術所届出事項変更届	施術所開設時に届出をした事項（施術所の名称、従事する施術者の氏名、構造設備の概要等）に変更があった場合に届出をしてください
施術所（休止・再開・廃止届）	施術所を休止したとき、休止から再開したとき、または廃止したときに届出をしてください
施術所開設者死亡（失そう宣告）届	施術所の開設者が死亡または失そう宣告を受けたときに届出をしてください
施術者出張業務開始届	施術者が出張業務を開始したときに届出をしてください
施術者出張業務（休止・再開・廃止）届	施術者の出張業務を休止したとき、休止から再開したとき、または廃止したときに届出をしてください
出張業務施術者死亡（失そう宣告）届	出張業務を届出していた施術者が死亡または失そう宣告を受けたときに届出をしてください
施術者滞在業務開始届	施術者が滞在業務を開始するときに届出をしてください

申請者にかかる Q&A

Q1：病院を運営する医療法人の役員変更届の提出先は、どこを選択したらいいのか。

A1：医務課を選択してください。

Q2：申請後、内容に誤りがあるのに気付いたので、書類を差し替えたい。

A2：申込状況の確認ページで、処理状況が処理待ちの場合、修正可能です。「修正する」ボタンより、手続きを行ってください。処理状況が完了となっている場合は、提出先へお問い合わせください。

Q3：紙で提出する場合は控えが必要な際に部数を追加し、届出の表紙に受領印を押印されたものを返却してもらっていた。電子申請の場合はどのような取り扱いになるのか。

A3：申請状況の確認ページで、申込内容を照会ください。処理状況を確認できます。

Q4：申込内容照会の画面で、処理状況の処理待ちはどういうことか。

A4：申込内容の確認がまだ行われていない状況です。

Q5：申込内容照会の画面で、処理状況が完了はどういうことか。

A5：担当者による申込内容の確認が済んでいる状況です。不足書類や補正がある場合は、担当者より連絡があります。

Q6：許認可書はどのような形で送られてくるのか。

A6：電子公印と電子署名を付与された電子ファイルが、申請時に登録して頂いたメールアドレス先へ送信されます。

Q7：医療法人の役員変更届について電子申請を行いたいが、理事長の変更の場合、医師免許証の原本照合はどうすればよいか。

A7：健康福祉事務所（保健所）で原本照合を受けた免許証の写しは申請者側で届出書類の控えと併せて保管しておいてください。

Q8：証明書類等の原本は、別途郵送が必要か。

A8：不要です。申請者側で申請書類の控えと併せて保管しておいてください。